

2019年9月

都市ガスご利用のお客さまへ

篠山都市ガス株式会社

## 消費税法の改正に伴うガス料金改定のお知らせ

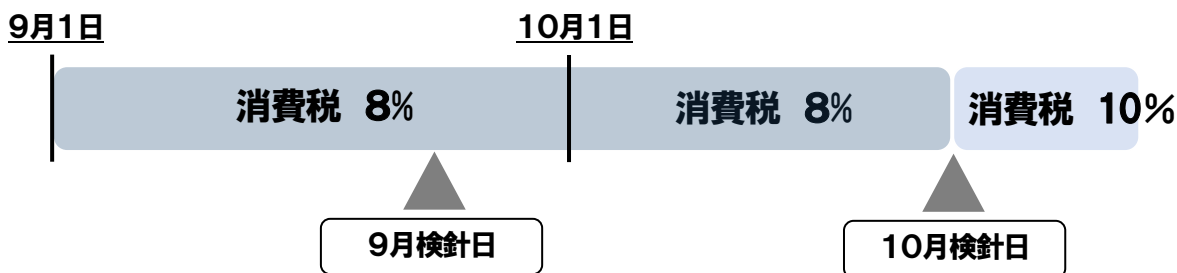
日頃より、篠山都市ガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、当社は消費税法の改正により税率が引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、以下のとおりガス料金を改定いたします。（ガス料金の税抜き価格は変更ございません。）

### ■消費税の税率引き上げに伴う改定について

消費税法の改正により2019年10月1日より消費税率が10%に引き上げられることに伴い、当社は新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直し、2019年10月分から適用いたします。

ただし、2019年9月30日以前から継続してガスをご利用のお客さまには、「経過措置」として10月検針分のガス料金まで、旧税率（8%）が適用されます。



### ■対象となる契約種別

- ・一般契約（小売供給約款）
- ・選択約款

家庭用厨房・給湯・暖房契約、家庭用コージェネレーションシステム契約、小型空調契約、空調夏期契約、大型空調夏期契約

○詳しい説明をご希望される場合や、ご不明な点がございましたら、下記窓口までご連絡ください。

篠山都市ガス株式会社

〒669-2324 丹波篠山市東新町 121-2

- お問合せ先 ☎079-552-2210
- 受付時間 9:00～18:00（土日・祝日を除く）